

令和5年4月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和5年度4月総会を日置市東市来支所4階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第1号 農業振興地域整備計画変更審議について	(2件)
議案第2号 農地法第3条許可申請書審議について	(16件)
議案第3号 農地法第5条許可申請書審議について	(7件)
議案第4号 非農地証明願出書審議について	(1件)
議案第5号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)
議案第6号 農用地利用集積計画審議について	(50件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (13人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英		26番 瀧聞 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和		34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (2人)

25番 松崎 弘安	33番 藤崎 善行
-----------	-----------

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	吉富 良一	次長兼農業振興係長	松尾 諭録
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	野崎 富子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和5年度4月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員が13名出席しております。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、16番「黒葛 クルミ」委員と17番「今村 壽久」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第1号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料の1頁をご覧ください。2件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1及び番号2の種別は除外です。
なお、番号2については、当初9筆6,515㎡にて除外とのことでしたが、今回の現地調査の際、当初のとおり申請であれば、申請地の南側の畑のみが、農用区域内農地として1筆だけ残ってしまうため、この畑も含めた形で除外とした方が良いとの事で、別紙の1枚紙で右上に「差し替え分」と記入してある資料のとおり、当初申請分に1筆加えての除外とさせていただきたいと思っております。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
6番 議案第1号の番号1について報告いたします。
令和5年4月19日、私と東市来地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用区域外の土地利用状況から見て、農用区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

12番 以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。
議案第1号の番号2について報告いたします。
令和5年4月19日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用区域外の土地利用状況から見て、農用区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第1号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第1号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第3、議案第2号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の4頁をご覧ください。全部で16件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は371㎡、作物は野菜・果樹です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は番号2、番号3を合わせまして1,642㎡、作物は野菜です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は番号2、番号3を合わせまして1,642㎡、作物は甘藷です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,224㎡、作物は野菜です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,685㎡、作物は水稻及び野菜です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は817㎡、作物は野菜です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は95㎡、作物は野菜です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,915㎡、作物は苗木・樹木等です。

番号9の権利種別は5年間の賃貸借権、権利取得後の経営面積は2,786㎡、作物は野菜です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は143㎡、作物は野菜です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,103㎡、作物は野菜です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,139㎡、作物は水稻及び野菜です。

番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は614㎡、作物は野菜です。

番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は169㎡、作物は野菜です。

番号15の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は109㎡、作物は野菜です。

番号16の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は597㎡、作物は水稻です。

以上、計16件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

2番 議案第2号の番号1について報告いたします。

令和5年4月19日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第2号の番号2について報告いたします。

令和5年4月24日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第2号の番号3について報告いたします。

令和5年4月24日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第2号の番号4について報告いたします。

令和5年4月22日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第2号の番号5について報告いたします。

令和5年4月22日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

また、申請地は貸借の設定はしていない小作人がおり、申請人はこの小作人に教えてもらいながら、耕作していくとのことでした。

9番 議案第2号の番号6について報告いたします。

令和5年4月22日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り及び重機等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 9番 議案第2号の番号7について報告いたします。
令和5年4月22日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 10番 議案第2号の番号8について報告いたします。
令和5年4月20日、私と副の地頭所委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 11番 議案第2号の番号9について報告いたします。
令和5年4月19日、私と副の春成委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 14番 議案第2号の番号10について報告いたします。
令和5年4月20日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 14番 議案第2号の番号11について報告いたします。
令和5年4月22日、私と副の佐藤委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 1 5 番 議案第2号の番号1 2について報告いたします。
令和5年4月24日、私と副の藤崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中及び草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 1 7 番 議案第2号の番号1 3について報告いたします。
令和5年4月21日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 1 7 番 議案第2号の番号1 4について報告いたします。
令和5年4月21日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 1 7 番 議案第2号の番号1 5について報告いたします。
令和5年4月21日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 1 8 番 議案第2号の番号1 6について報告いたします。
令和5年4月22日、私と副の瀧間委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第2号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第2号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第2号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第3号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 25頁をご覧ください。7件です。

番号1の転用目的は、牛舎・堆肥舎・通路・作業ヤード、権利種別は使用貸借権設定です。

隣接する山林の一部及び公衆用道路も一体利用し、合計面積は4,563㎡で、日置市土地利用協議についても打合せしているとのことです。

なお、令和5年3月31日付けで農用地区域の用途変更済みとなっております。

番号2の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

既に事前着手しているため、始末書が添付されております。

番号3の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

申請地に建売住宅5棟を建築するもので、隣接する雑種地、山林と一体利用し、合計面積は2,097㎡です。

また、日置市土地利用協議も行うとのことです。

番号4の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、駐車場、広場、権利種別は所有権移転です。

隣接する宅地と一体利用し、合計面積は449.69㎡です。

番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は使用貸借権設定です。

番号7の転用目的は、一般住宅、駐車場、権利種別は所有権移転です。

以上、7件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

24番 議案第3号の番号1について報告いたします。

令和5年4月21日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するので、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

24番 議案第3号の番号2について報告いたします。

令和5年4月21日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第3号の番号3について報告いたします。

令和5年4月19日、私と副の松崎秀樹委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第3号の番号4について報告いたします。

令和5年4月22日、私と副の松崎弘安委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約100mに位置する農地であり、その規模が約0.1haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第3号の番号5について報告いたします。

令和5年4月21日、私と副の松崎弘安委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 2 番 議案第3号の番号6について報告いたします。
令和5年4月20日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 4 番 議案第3号の番号7について報告いたします。
令和5年4月20日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。
議案第3号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

事務局 資料修正の説明漏れがありました。資料の25頁をご覧ください。番号3の面積欄です。資料では「1,460㎡」となっていますが、「1,460㎡のうち163㎡」と修正をお願いします。

会長 他に質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第3号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第3号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第4号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の34頁をご覧ください。1件です。
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
番号1は、20年以上経過した宅地です。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

3 番 議案第4号の番号1について報告いたします。
令和5年4月24日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第4号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第4号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第4号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 ここで、しばらく休憩します。次の会議を10時(10分間)とします。

<休憩：9時50分～10時00分>

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 次に、日程第6、議案第5号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 36頁をご覧ください。議案第5号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。申請分となります。

番号1 日吉町神之川 登記地目は畑、登記面積は132㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は「山林」と判断しました。

以上、畑1筆、面積132㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第5号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第5号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第6号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。

まず初めに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 日高格一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 38項の番号1、所有権移転分です。売買です。

この案件につきましては、日高委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。面積について、田は999㎡、畑は無し、計999㎡、作物は大豆です。

同じく日高委員が関係する案件です。

45項の農地中間管理事業分の番号4、番号5、46項の番号6です。貸借です。

面積について、田は2,152㎡、畑は無し、計2,152㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は無しです。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成された本案

の農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第6号の日高委員が関係する所有権移転の番号1、農地中間管理事業の番号4、番号5、番号6の4つの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第6号の日高委員が関係する所有権移転の番号1、農地中間管理事業の番号4、番号5、番号6の4つの案件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。日高委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 38頁の番号4、所有権移転分です。売買です。

面積について、田は925㎡、畑は1,412㎡、計2,337㎡、作物は水稻及び甘藷です。同じく地頭所忠一委員が関係する案件です。

48項の農地中間管理事業分の番号17です。貸借です。

面積について、田は896㎡、畑は無し、計896㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成された本案の農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第6号の地頭所委員が関係する所有権移転の番号4、農地中間管理事業の番号17の2つの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第6号の地頭所委員が関係する所有権移転の番号4、農地中間管理事業の番号17の2つの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 次に、東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 42頁の番号19です。貸借です。

この案件につきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。面積について、田は無し、畑は99㎡、計99㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成された本案の農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第6号の東委員が関係する利用権設定の番号19の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第6号の東委員が関係する利用権設定の番号19の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 議案第6号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。38頁の番号2、番号3、番号5です。全て売買です。

面積について、田は2, 345㎡、畑は1, 368㎡、計3, 713㎡、作物は番号2がねぎ、番号3がお茶、番号5がソリダゴです。

次に、利用権設定分です。資料の39から44頁です。貸借です。

面積について、田は16, 352㎡、畑は16, 900㎡、計33, 252㎡、うち再設定面積は13, 908㎡、利用権設定件数は26件、うち再設定件数は10件です。

最後に、農地中間管理事業分です。資料の45頁から48項です。貸借です。

面積について、田は13, 910㎡、畑は3, 140㎡、計17, 050㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は14件、うち再設定件数は無しです。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成された本案の農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第6号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第6号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理にお願いします。

2番 令和5年度4月総会を閉会します。

(閉会 10時10分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

16番

17番